

決 裁	館 長	副館長	合 議 (担 当)

記入例

近江学びあいステーション・近江グラウンド利用許可申請書

令和4年4月30日

米原市近江学びあいステーション館長 様

各事項をもれなく
記入してください。

申請者住所：米原市顔戸1513
 団 体 名：近江ものづくりサークル
 申請者氏名：近江 花子
 利用責任者氏名：近江 桜子
 電 話 番 号：0749-52-3483

米原市近江学びあいステーションを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 室 名 (施 設 名)	研修室 2-4									
使 用 備 品 (品名、数量)	主に多目的ホールにおいて使用を希望される付帯設備等がありましたら記入してください。 ※詳細は付帯設備一覧表をご覧ください。									
利 用 日	利 用 時 間						備 考			
月	日	曜	午前 午後	∞ 時	∞ 分	～	午前 午後	∞ 時	∞ 分	
7	9	土	午前	09 時	00 分	～	午後	13 時	00 分	
7	23	土	午前	09 時	00 分	～	午後	13 時	00 分	
			午前	時	分		午後	時	分	
			午後	時	分		午後	時	分	
			午後	時	分		午後	時	分	
利 用 目 的	サークル活動			利 用 内 容 (具体的に記入)			手 芸			
団 体 区 分	市内	物販など営利 宣伝を伴う 利用の有無		無			利用予定人員		10名	

利用を希望される部屋名を記入してください。
※複数可 グラウンドの場合は、近江グラウンド

主に多目的ホールにおいて使用を希望される付帯設備等がありましたら記入してください。
※詳細は付帯設備一覧表をご覧ください。

利用を希望される日付と準備・後片付けを含めた利用時間を記入してください。
※複数日ある場合は、下段に続けて記入してください。

利用目的および利用内容を具体的に記入してください。

使用許可の条件

1. 施設または設備の破損、騒音、汚損、危険な状態に陥らないこと。
2. 騒音、臭気、振動、騒音、汚損、危険な状態に陥らないこと。
3. 危険な状態に陥らないこと。
4. 所定または許可された場所以外の場所において、飲食または火気を使用しないこと。
5. 許可を受けず、物品販売、宣伝広告、展示、金品の寄付募集等を行い、またはポスター等を貼付しないこと。
6. 施設、設備または備品を許可を受けた目的以外に利用しないこと。
7. 許可を受けた場合のほか、施設または設備に変更を加え、もしくは特別の設備を設けないこと。
8. 許可を他人に転貸し、または転貸しないこと。
9. 施設等の利用の際、利用者の責において第三者に損害または損傷を与えた場合は、利用者が責任をとること。
10. 利用後は、速やかに清掃及び整理整頓を行い、利用時に使用した私物やごみ等は持帰り、原状復帰すること。

市内団体での利用または、市内在住者が過半数以上の場合は「市内」、それ以外は「市外」と記入してください。

受講料等の徴収、物販（サービス）の販売や宣伝など営利宣伝を伴う利用の場合は、「有」と記入してください。

※利用時には、使用許可の各項目を遵守してください。